

各位

中部ガス株式会社

**平成28年熊本地震により被災されたお客さまに対する  
ガス料金の特別措置内容の一部変更について**

この度の平成28年熊本地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

平成28年熊本地震に伴う被害により、熊本県内全45市町村に対して災害救助法が適用されました。

このため、当社は、平成28年4月28日にお知らせしている通り、同地震に関連して平成28年4月14日以降災害救助法が適用される地域等において被災された方が、同地震に起因して当社の供給区域内に避難され、新たにガスをご使用された場合、お客さまからのお申し出に応じてガス料金の特別措置を講じることとしています。

しかし依然、被災された方への相当の影響が継続している状況を考慮し、特別措置の内容を一部変更することとし、本日中部経済産業局長にガス事業法第20条ただし書きに基づく「供給約款等以外の供給条件」の実施について認可申請し、下記のとおり同日認可されました。

記

1. 適用対象

平成28年熊本地震に関連して災害救助法が適用された地域\*1等において被災され、当社の供給区域外から当社の供給区域内に避難されたお客さま(お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。)

2. 特別措置の内容

変更箇所は\_\_\_\_を付して表示しています。

[変更前]

- (1) 被災されたお客さまの避難先における平成28年4月および5月分の各ガス料金について、それぞれの早取期間\*2経過後も早取料金を適用いたします。
- (2) 被災されたお客さまの避難先におけるガス料金の支払期限\*3について、平成28年4月および5月検針分の各ガス料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

[変更後]

- (1) 被災されたお客さまの避難先における平成28年4月、5月および6月分の各ガス料金について、それぞれの早取期間\*2経過後も早取料金を適用いたします。
- (2) 被災されたお客さまの避難先におけるガス料金の支払期限\*3について、平成28年4月分は3ヵ月間、5月分は2ヵ月間、6月分は1ヶ月間それぞれ延長いたします。

3. お申し出・お問い合わせ先

豊橋地区(豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市)にて新たにガスを使用される場合

豊橋支店 TEL0532-32-5511(平日8:30~17:00(祝日除く))

浜松地区(浜松市・湖西市・磐田市)にて新たにガスを使用される場合

浜松支店 TEL053-465-1234(平日8:30~17:00(祝日除く))

\*1 災害救助法が適用された地域(6月2日現在)

熊本県内全45市町村

\*2 早取期間

検針日の翌日から20日以内(早取料金適用期間)。ガス料金のお支払いが、早取料金適用期間経過後に行われる場合は、遅取料金(早取料金を3%割り増した料金)を適用いたします。

\*3 支払期限

検針日の翌日から50日目

以上

\*\*\*この件に関するお問合せ先\*\*\*

中部ガス株式会社 総務広報グループ 大嶽・村山  
住所/愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地サウラタワー  
TEL/0532-51-1220  
携帯TEL/090-7869-9761